

# 水道料金の改定についての 意見交換会

日時 : 平成28年12月16日(金)  
14:00 ~

# 本日の意見交換会の目的

全国的に病院や大規模店舗、福祉施設等で

- ・ 事業費コストの削減
- ・ 災害時の安全対策 等

の理由により水道水から専用水道への切り替えが増加傾向にあり、流山市でも年々増加

水道水



地下水



# 逓増料金制の導入の背景

- 高度経済成長期
- 水需要が急激に増加 ⇒ 水不足
  - ①大口需要の抑制
  - ②生活用水を安く供給
- 全国的に逓増料金制を導入

## 大口水道事業者の皆さんの現状 として

- ・ 使用水量が多くなるほど1 m<sup>3</sup>当りの料金が段階的に高くなる逓増型料金体系



大口水道事業者へ  
過大な負担



# 特別給水契約制度の導入

## 特別給水契約制度とは

- ・水道水を一定以上お使いの方に対し、安い単価で提供します。
- ・お客様の申し出により個別に契約して頂きます。  
(契約の選択は自由です。)

# 現行の水道料金体系

- 口径別料金

(税抜)

口径 mm	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本 料金 (円)	960	1,330	1,640	4,605	7,825	17,010	31,600	73,400

- 基本料金と従量料金の段階別逦増料金制

# 水道料金の現行 (13mm～75mm)

一か月当たり料金単価(現行、口径13mm～75mm)

(税抜)

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m <sup>3</sup> )					
		0～ 5m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup> を 超えるもの
13	960	0	14	140	200	310	310
20	1,330	0	14	140	200	310	310
25	1,640	0	14	140	200	310	310
40	4,605	140	140	140	200	310	310
50	7,825	140	140	140	200	310	310
75	17,010	140	140	140	200	310	310



# 特別給水契約制度に伴う 水道料金の改定(案)

一か月当たり料金単価(改正後、500m<sup>3</sup>を超える単価200円)

(税抜)

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m <sup>3</sup> )					
		0~ 5m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup> を 超えるもの
13	960	0	14	140	200	310	200
20	1,330	0	14	140	200	310	200
25	1,640	0	14	140	200	310	200
40	4,605	140	140	140	200	310	200
50	7,825	140	140	140	200	310	200
75	17,010	140	140	140	200	310	200



口径50mm、2カ月で4,000m<sup>3</sup>使用した場合  
(年間24,000m<sup>3</sup>)

### 現行料金(税抜)

基本料金	15,650円
従量料金	
40m <sup>3</sup> × 140円 =	5,600円
60m <sup>3</sup> × 200円 =	12,000円
3,900m <sup>3</sup> × 310円 =	1,209,000円
計	1,242,250円

### 特約料金(税抜)

基本料金	15,650円
従量料金	
40m <sup>3</sup> × 140円 =	5,600円
60m <sup>3</sup> × 200円 =	12,000円
900m <sup>3</sup> × 310円 =	279,000円
3,000m <sup>3</sup> × 200円 =	600,000円
計	912,250円

# 特約制度を締結した場合と 締結しない場合の差額 (年間24,000m<sup>3</sup>使用のケース)

締結なし      締結あり      2カ月で  
1,242,250円 - 912,250円 = 330,000円      年間減額  
×6回 = 1,980,000円

特別給水契約を締結した場合  
2ヶ月で330,000円の減額  
年間では1,980,000円の  
減額となります。



口径40mm、2カ月で2,000m<sup>3</sup>使用した場合  
(年間12,000m<sup>3</sup>)

### 現行料金(税抜)

基本料金	9,210円
従量料金	
40m <sup>3</sup> × 140円 =	5,600円
60m <sup>3</sup> × 200円 =	12,000円
1,900m <sup>3</sup> × 310円 =	589,000円
計	615,810円

### 特約料金(税抜)

基本料金	9,210円
従量料金	
40m <sup>3</sup> × 140円 =	5,600円
60m <sup>3</sup> × 200円 =	12,000円
900m <sup>3</sup> × 310円 =	279,000円
1,000m <sup>3</sup> × 200円 =	200,000円
計	505,810円



# 特約制度を締結した場合と 締結しない場合の差額 (年間12,000m<sup>3</sup>使用のケース)

締結なし      締結あり      2カ月で  
615,810円 - 505,810円 = 110,000円      年間減額  
×6回 = 660,000円

特別給水契約を締結した場合  
2ヶ月で110,000円の減額  
年間では660,000円の  
減額となります。

# 特別給水契約の適用要件

- ・年間の使用実績が1つの水栓で年間6,000m<sup>3</sup>を超過する又は超過することが見込まれる事業者であること
- ・月500m<sup>3</sup>を下回った場合でも500m<sup>3</sup>分の水道料金を頂くことを了解すること
- ・上下水道料金の滞納がないこと
- ・公共施設ではないこと

特別給水契約制度に伴う水道料金改定のスケジュール(案)

作業項目	H28. 8月	H28. 9月	H28. 10月	H28. 11月	H28. 12月	H29. 1月	H29. 2月	H29. 3月	H29. 4月	H29. 5月	H29. 6月		
料金改定(案)作成	←					→							
上下水道事業運営審議会			(10月12日審議)	←		(12月12日審議)							
市民参加(意見交換会)					←		→						
					(12月16日意見交換会)								
条例改正					←					→			
庁議・政策調整会議						←		→					
						(1月10日政策調整会議予定、1月16日庁議予定)							
議会				←		12月議会		←		3月議会			
システム変更(第一環境)						←					→		
料金改定									★4/1料金改定		*6月検針分から料金改定		
								←				→	
								経過措置					



### 各事業体別従量料金表 (1m<sup>3</sup>当り 税抜)

(単位:円)

	千葉県	松戸市	柏市	野田市		我孫子市	流山市	
				口径 13mm~25mm	口径 40mm以上		口径 13mm~25mm	口径 40mm以上
1m <sup>3</sup> ~5m <sup>3</sup>	57	基本料金	60	基本料金	95	基本料金	基本料金	140
6m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>						22	14	
11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	150	160				145	140	
21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	244	240	100	105	189	346	310	200
31m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>		270			237			
41m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	326	330	155	180	289			
51m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>			210		265	346		
61m <sup>3</sup> ~80m <sup>3</sup>				370			405	
81m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	404	410	280		325	405		200 (310)
101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>			441	370			280	
201m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	441	410			370	325		405
500m <sup>3</sup> を 超えるもの			441	410			370	